

○宇部市空家等対策の推進に関する条例

平成二十七年十二月二十八日

条例第四十五号

十二月市議会定例会の議決を経て、宇部市空き家等の適正管理に関する条例（平成二十四年条例第三十号）の全部を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市の空家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生活環境の保全及び安心で安全なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「市民等」とは、本市に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（当事者間における解決の原則）

第三条 特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等に関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

（市民等の役割）

第四条 市民等は、一人一人が主体的に、及びそれぞれが協力し、市が法及びこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

（助言又は指導）

第五条 市長は、法第十四条第一項の規定による助言又は指導のほか、そのまま放置すれば特定空家等となるおそれがあると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導をすることができる。

（空家等対策計画）

第六条 市長は、法第六条第一項の規定に基づき宇部市空家等対策計画を定め、同条第二項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。

(協議会)

第七条 法第七条第一項に規定する協議のほか、市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、同項の規定に基づき宇部市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員十名以内で組織し、委員（市長を除く。以下この条において同じ。）は、法第七条第二項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

(緊急安全措置)

第八条 市長は、空家等により人の生命、身体又は財産に被害が及ぶ危険が切迫し、その被害を防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該空家等に対して、その被害の防止のために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置を講じた空家等の所有者等に対し、当該措置を行った旨を通知するものとする。ただし、過失がなく当該措置を講じた空家等の所有者等を確知することができないときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、第一項の措置を講じたときは、当該所有者等から当該措置に係る費用を徴収することができる。

(令五条例二七・追加)

(警察その他の関係機関との連携)

第九条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に第五条並びに法第九条及び第十四条の規定により市長が行う措置に関する情報を提供し、当該空家等について法第三条に規定する適切な管理が実施されていない状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

(令五条例二七・旧第八条繰下)

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(令五条例二七・旧第九条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の宇部市空き家等の適正管理に関する条例第四条の規定による提供及び第六条の規定による調査により収集した情報は、法及びこの条例の施行に必要な範囲で収集した情報とみなし、なお、利用することができる。

(宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十二年条例第二十四号)の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

附 則 (令和五年九月二十九日条例第二十七号)

この条例は、公布の日から施行する。